

新型コロナウイルス（官公庁の勤務時間短縮，感染者への対応）

令和2年3月23日

23日，保健省は，コミュニケ第24号，政令第504号を発出しているところ，概要は以下のとおりです。

1 コミュニケ第24号

(1) 2020年3月23日より，官公庁のオフィスアワーは午前8時から昼12時までとする。

(2) 政府の定める保健に関する規定・措置に違反した全ての者(外国人を含む)には罰則が科される。罰金は5万バルボア(ドル)から10万バルボア(ドル)とする。

2 政令第504号

保健省によって，新型コロナウイルスへの感染が確認された，あるいは感染の可能性があると診断された場合，14日乃至それ以上の一定期間，社会的隔離状態に置かれる必要がある。検疫・隔離期間は，患者が新型コロナウイルスへの感染の可能性があると診断されたその瞬間から始まる。